

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

第4期 みどり市地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度

概要版

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

第4期 みどり市 地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

群馬県 みどり市・みどり市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

「みどり市地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。みどり市総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図っています。

「みどり市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会(社協※))が市民や関係機関・団体などとともに取り組むための行動計画で、地域福祉を実現するために地域福祉計画と相互に連携を図ります。

詳細版はこちら ▶



地域福祉について

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

みどり市総合計画

地域福祉を推進する上での共通の理念

連携 ← みどり市地域福祉計画 → 連携

基本
理念

みんなが輝く
どんなときも支え合える
理想のまち

- ① みんなが輝いて暮らせる地域づくり
- ② 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり
- ③ 地域福祉活動の担い手づくり
- ④ 福祉の基盤づくり

★各基本目標に下記計画に係る事項を追加

みどり市成年後見制度利用促進計画

みどり市再犯防止推進計画

みどり市重層的支援体制整備事業実施計画

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

障がい者計画
障害福祉計画・障害児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画

健康プラン21

みどり市地域福祉活動計画

市の関連計画

都市計画マスタープラン、環境基本計画、男女共同参画プラン等

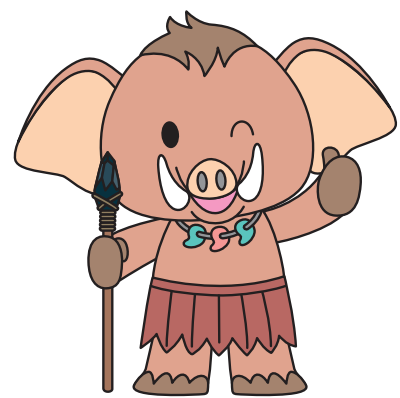
計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の人たちと協力して生活しています。地域には、子ども、高齢者、障がい者など支援が必要な人や、サービス事業者、各種団体、NPOやボランティア活動をしている人などさまざまな人たちがいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがいきいきと生活できるみどり市にするためには、支え合い、学び合い、協働する仕組みをつくることが求められています。

市および市社会福祉協議会は、本計画の基本理念(キャッチフレーズ)について、第3期の基本理念を継承し、『**みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち**』とし、市民、関係機関などと連携・協働しながら実現に努めます。

みんなで住みやすい
みどり市にしようモス！



みどり市マスコットキャラクター
みどモス

計画の体系

基本理念	基本目標	活動方針
みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち	1 みんなが輝いて 暮らせる地域づくり	(1) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり (2) 地域で生活に困っている人への対応 (3) 権利擁護の利用促進 【みどり市成年後見制度利用促進計画】 (4) 安全で安心して暮らせる地域づくり (5) 再犯防止の推進 【みどり市再犯防止推進計画】
	2 地域課題が解決へと つながる仕組みづくり	(1) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備 【重層的支援体制整備事業実施計画】 (2) 日常生活等で孤独を感じたり、社会から孤立していることで心身に有害な影響を受けている人への支援 (3) 気づきを共有する仕組みづくり (4) 地域の課題を解決するための公私協働の実現 (5) 福祉に関する情報伝達の充実
	3 地域福祉活動の 担い手づくり	(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり (2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用 (3) 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化 (4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
	4 福祉の基盤づくり	(1) 地域福祉推進の強化 (2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保

基本目標達成のための活動方針と役割分担

基本目標1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

活動方針 ①

地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり

市民・地域の役割

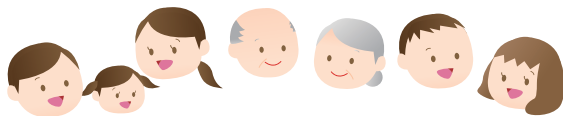
- ・日常でできる身近でお互い様の活動として、ゴミ出しなどの手助けをしましょう。
- ・パトロールなどの地域の見守り活動を行いましょう。
- ・高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。
- ・行事等で交流する機会を設けるなど、地域全体で障がい者に対する理解を深めましょう。
- ・地域での世代間交流の機会や、地域子育て支援センター、子育てサロンなどを活用し、子育て経験者や同じ子育て世代と積極的に交流・情報交換をしましょう。

市の役割

- ・地域包括ケアシステムの充実、社会参加促進のための支援
- ・児童虐待の未然防止や養育困難家庭への支援
- ・高齢者の支援・見守り体制の整備
- ・各年代に適した健康づくり、介護予防事業の取り組み
- ・公共交通の利便性向上
- ・ヤングケアラーへの支援の充実
- ・ハード・ソフト両面での子育てしやすい環境整備
- ・障がいの有無にかかわらず共に支え合う心の育成、地域の支え合いの推進

社協の役割

- ・子育て世代や若年ひとり親家庭の情報交換と交流の促進
- ・地域活動への積極的な参加、地域の組織的な見守り活動の支援
- ・高齢者や障がい者への理解を深めるための活動の推進
- ・高齢者や障がい者等の日常生活の支援



活動方針 ②

地域で生活に困っている人への対応

市民・地域の役割

- ・生活に困窮した親族や知人等の生活をできる範囲で支援しましょう。
- ・生活に困窮している人から相談を受けたら、行政機関等の相談窓口を紹介しましょう。
- ・再利用できる物品の譲り合いに協力しましょう。

市の役割

- ・生活困窮世帯に対する就労支援の実施及び自立への支援策の展開

社協の役割

- ・生活困窮世帯の自立に向けた的確な相談支援と適切な資金貸付
- ・交通遺児、低所得世帯等の子どもの進学支援
- ・生活困窮者の相談窓口の機能の充実
- ・善意銀行を活用した物品等による生活困窮者の援護

活動方針 ③

権利擁護の利用促進(みどり市成年後見制度利用促進計画)

市民・地域の役割

- ・判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。
- ・必要に応じて、成年後見制度など、権利擁護事業を利用しましょう。

市の役割

- ・成年後見制度の概要や相談窓口の周知
- ・成年後見制度を必要としている方と後見人とのマッチングの促進
- ・社協などと連携した中核機関の機能の充実

社協の役割

- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・法人後見と市民後見人の育成の実施に向けたニーズ調査
- ・成年後見制度の普及啓発

活動方針 ④

安全で安心して暮らせる地域づくり

市民・地域の役割

- ・避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。
- ・自主防災訓練を企画し、みんなで参加しましょう。
- ・地域ぐるみでの見守りや声掛けを行い、防災・防犯意識を高めましょう。
- ・地域の危険箇所を確認し、必要に応じて市に相談しましょう。

市の役割

- ・災害時における避難体制の整備
- ・地域防災力の向上と災害情報の一斉・正確な伝達
- ・避難行動要支援者の避難支援対策の推進
- ・空き家の適正な管理に関する助言
- ・交通安全施設や通学路等の計画的改修の推進、危険な道路の改良
- ・犯罪の未然防止、市民の防犯意識の向上

社協の役割

- ・災害ボランティアセンター設置による被災者の生活再建支援
- ・自主防災組織の取り組み支援、広域的・多分野の連携推進
- ・事業継続計画(BCP)に基づいた訓練の実施
- ・災害時に活躍するボランティアの育成

活動方針 ⑤

再犯防止の推進(みどり市再犯防止推進計画)

市民・地域の役割

- ・罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
- ・子どもたちが非行をしないように、地域ぐるみで見守りましょう。

市の役割

- ・国や群馬県との連携強化
- ・民間団体等との連携強化への取り組み
- ・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ・就労・住居の確保への取り組み
- ・保健医療・福祉サービスの利用促進のための取り組み
- ・薬物依存を有する人への支援
- ・学校等における就学支援の実施等への取り組み

社協の役割

- ・犯罪をした人の立ち直り・社会復帰の支援
- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを見守る更生保護活動への協力

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

活動方針①

地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備
(重層的支援体制整備事業実施計画)

市民・地域の役割

- ・隣近所と関わりを持ち、悩みや困りごとを抱えている人がいたら、話を聴いてあげましょう。
- ・悩みや困りごとは一人で抱え込まず、関係機関に相談しましょう。

市の役割

- ・相談窓口一覧の作成と市民への周知
- ・行政、社協、社会福祉法人の連携・協力体制の構築

社協の役割

- ・各種相談窓口の市民への周知
- ・支援が必要な人の情報や地域の課題の収集、必要に応じた支援機関への橋渡し
- ・市の重層的支援会議への参加
- ・相談を受ける職員の資質向上
- ・心配ごと相談員のスキルアップ支援

活動方針②

日常生活等で孤独を感じたり、社会から孤立していることで心身に有害な影響を受けている人への支援

市民・地域の役割

- ・地域住民同士の交流の場を作り、人と人とのつながりを実感できる地域づくりをしましょう。
- ・地域で孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に陥りそうな人がいれば、適切な相談支援機関につなぎましょう。
- ・地域活動や団体活動への参加が少なくなった人や転入してきた人、外国籍の人と積極的にコミュニケーションをとりましょう。

市の役割

- ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの事業推進
- ・市内に居住する外国籍の人が、地域の一員として生活するための後押しとなるような国際交流事業の実施

社協の役割

- ・孤独・孤立を防ぐための居場所づくり
- ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの対象者情報の提供
- ・孤独・孤立状態にある人に寄り添うボランティアの育成
- ・外国籍の人と日本人との相互理解を深めるための国際交流の推進

活動方針③

気づきを共有する仕組みづくり

市民・地域の役割

- ・各家庭で積極的にあいさつするとともに、地域の人ともあいさつを交わしましょう。
- ・お互いに誘い合って、積極的に地域の行事に参加しましょう。
- ・日常生活を送る中で些細な異変に気づいたら、速やかに相談機関につなぎましょう。

市の役割

- ・あいさつ運動の展開と励行
- ・民生委員・児童委員、保護司、母子保健推進員、地域との連携、民間との見守り活動の協定を有効活用した早期発見

社協の役割

- ・市内施設や団体、見守り活動を行う関係機関との連携による地域福祉力の向上

活動方針④

地域の課題を解決するための公私協働の実現

市民・地域の役割

- ・地域の具体的なニーズを市や社協など、関係機関に伝えましょう。
- ・地元の企業や施設などを巻き込んで、地域活動に取り組みましょう。

市の役割

- ・複雑多様化した地域の生活課題解決のための関係機関との連携

社協の役割

- ・支え合い活動の周知と市民ボランティアの育成
- ・社会福祉法人間で情報交換や情報提供ができる体制の推進
- ・多様な機関等との連携による地域公益事業や地域課題の解決支援

活動方針⑤

福祉に関する情報伝達の充実

市民・地域の役割

- ・公的な情報に関心を持ち、積極的に広報誌等から情報を得ましょう。
- ・情報を手に入れる手段が少ない、あるいは情報が手に入らず困っている人が身近にいたら、行政機関等につなぎましょう。

市の役割

- ・福祉の制度やサービスに関する分かりやすい情報発信
- ・障がいのある人等に配慮した情報伝達

社協の役割

- ・SNSの活用による迅速な福祉関連情報の提供
- ・障がいのある人等でも入手しやすい情報発信



基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

活動方針①

地域福祉の意識向上と仲間づくり

市民・地域の役割

- ・お互いにルールやマナーを守りましょう。
- ・あいさつや声掛け、地域の催しへの参加を通じて、家庭内・地域とのつながりを持ちましょう。
- ・福祉情報に関心を持ち、市や社協の広報誌やチラシなどに目を通しましょう。
- ・市や社協が実施する地域づくりを目的としたイベントや研修会に参加しましょう。

市の役割

- ・地域活動参加のきっかけづくりに対する支援
- ・環境保全の取り組み方法やごみ捨てのルール等のマナー啓発や意識の向上
- ・みどり市への転入を後押しする情報発信の強化、転入希望者への支援

社協の役割

- ・地域や各種団体の交流や仲間づくりの支援
- ・地域共生社会の実現に向けた事業の企画・啓発等の場づくり
- ・教育機関や福祉団体と協力した福祉教育
- ・福祉活動への関心を高めるための支援



活動方針②

地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用

市民・地域の役割

- ・地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。
- ・いろいろな人が集まれるように、ワークショップなどの企画を考えてみましょう。
- ・福祉活動や交流しやすい拠点づくりについて話し合い、市や社協に提案しましょう。

市の役割

- ・高齢者や子育て世代の仲間づくりの支援
- ・自主的な認知症カフェの運営支援
- ・地域住民の気軽な集いの場としての地域の公共施設や空き家などの活用支援

社協の役割

- ・既存施設での地域住民の主体的な地域活動の支援
- ・社協が管理する市有施設の利用促進
- ・誰もが利用できる施設で活動している団体や事業等の周知・啓発
- ・福祉関係団体や施設、企業等と連携した地域福祉活動の環境整備

活動方針③

地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化

市民・地域の役割

- ・ゴミ拾いやリサイクル活動など、気軽にできるボランティア活動に取り組みましょう。
- ・ボランティアや地域活動をPRし、社協等と連携して活動の場を広げましょう。
- ・社協が実施するボランティア講座や地域の福祉活動等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・他の地域やグループなどを参考にして、活動のマンネリ化を解消しましょう。
- ・時代や社会情勢に合わせて団体の会則やルールを見直しましょう。

市の役割

- ・継続的・発展的な市民活動の推進

社協の役割

- ・福祉団体・ボランティアグループ間の情報共有や連携の支援
- ・地域の主体的な福祉活動等の SNS 等の様々な媒体での発信
- ・ボランティアセンターの機能充実

活動方針④

民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

市民・地域の役割

- ・自分の住む地域の民生委員・児童委員と接点を持ち、活動への理解を深めましょう。
- ・地域のイベントや回覧板を活用し、地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介します。
- ・民生委員・児童委員と協力して、サービスが必要な人に対し情報を提供しましょう。

市の役割

- ・積極的な民生委員・児童委員活動の周知

社協の役割

- ・民生委員・児童委員との連携協力による地域福祉の推進
- ・民生委員・児童委員活動の周知・啓発への協力



基本目標4 福祉の基盤づくり

活動方針 ①

地域福祉推進の強化

市民・地域の役割

- ・社協活動に関心を持ち、理解を深め、研修会や行事に積極的に参加・協力しましょう。
- ・地域の福祉課題の解決のため、自分の地域を担当する社協のコーディネーターに相談しましょう。
- ・市域・町域・行政区域の福祉部の活動に参加しましょう。

市の役割

- ・社協への運営援助
- ・地域福祉計画の推進状況の適切な評価・検証

社協の役割

- ・地域住民・団体・学校・施設・企業などとの連携推進による地域福祉の基盤強化
- ・人材の確保・育成と社協組織体制の強化
- ・地域福祉活動計画の取り組み状況の評価・公表
- ・地域の実情や課題の積極的な把握
- ・公的サービスではまかないきれないサービスの提供
- ・各圏域の福祉部活動の啓発、活性化支援

活動方針 ②

地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保

市民・地域の役割

- ・社協活動への理解を深め、社協会費に協力しましょう。
- ・共同募金の目的について理解を深め、募金に協力しましょう。
- ・寄付活動を行い、地域や団体を応援しましょう。
- ・地域の福祉活動に対して交付される補助金や助成事業、共同募金の配分金を積極的・有効に活用しましょう。

市の役割

- ・地域福祉推進に関する国・県の補助金や介護保険などの財源の情報収集・有効活用
- ・市民に募金運動への理解と協力を呼びかけることによる財源確保と助け合いの意識の向上

社協の役割

- ・社協会費・共同募金運動・善意銀行への市民の理解及び協力を得るための周知



用語解説



社協(社会福祉協議会)とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図るための重要な団体(社会福祉法人)として位置づけられています。その目的は、市民の皆さんが抱えている福祉の問題を地域全体の問題として捉え、福祉活動を通して福祉コミュニティをつくることと、地域福祉を推進することです。

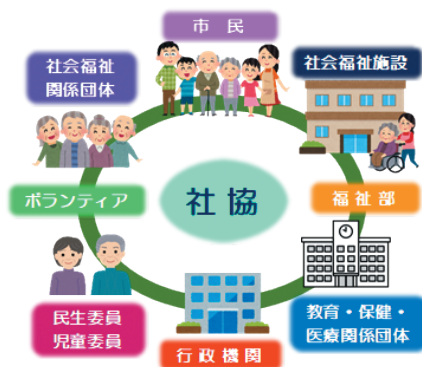
社協の運営は、行政区を通して市民の皆さんから会員を募り、地域の福祉関係者や住民組織の代表などによって活動しています。また、その財源は皆さんからの会費や共同募金、行政からの補助金や事業委託費などで成り立っています。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の推進に努めています。また、全ての民生委員は児童委員も兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

みどり市では、119人の民生委員・児童委員が担当地区で活動しています。



地域福祉地区別座談会から

市民アンケート等から抽出した地域の福祉課題に対する解決のアイデアです。
各地区で参考にして実践していきましょう。

● 笠懸中学校地区 (4・5・8～10 区)

地域の福祉課題	解決のアイデア
成年後見制度の手続きがわかりません。	→ 判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。
災害時の食料や燃料の確保が心配です。	→ 避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。
非行や犯罪をした人の立ち直りのための支援が必要です。	→ 罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
地域活動に参加しない世帯が多いです。	→ 市や社協が実施する地域づくりを目的としたイベントや研修会に参加しましょう。

● 笠懸南中学校地区 (1～3・6・7 区)

地域の福祉課題	解決のアイデア
ヤングケアラーへの支援が必要です。	→ 高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。
福祉施設に地域情報が伝わらず、地域住民との連携ができていません。	→ 地元の企業や施設などを巻き込んで、地域活動に取り組みましょう。
環境を守る取り組みや、街をきれいに保つ取り組みが必要です。	→ お互いにルールやマナーを守りましょう。
ひきこもりの人への支援が必要です。	→ いろいろな人が集まれるように、ワークショップなどの企画を考えてみましょう。
自分の地域を担当する民生委員を知りません。	→ 地域のイベントや回覧板を活用し、地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介します。

● 大間々中学校地区 (1～5・9～12・14～17 区)

地域の福祉課題	解決のアイデア
生活に困窮している人への支援が必要です。	→ 生活に困窮している人から相談を受けたら、行政機関等の相談窓口を紹介しましょう。
災害時に家族の安否確認ができるか心配です。	→ 避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。
困ったときに誰にも相談できない人が増えています。	→ 悩みや困りごととは一人で抱え込まず、関係機関に相談しましょう。
市民が集う居場所づくりが必要です。	→ 地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。

● 大間々東中学校地区 (6～8・13 区)

地域の福祉課題	解決のアイデア
成年後見制度の手続きがわかりません。	→ 判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。
災害時の食料や燃料の確保が心配です。	→ 避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。
非行や犯罪をした人の立ち直りのための支援が必要です。	→ 罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
近所づきあいが希薄になっています。	→ 各家庭で積極的にあいさつするとともに、地域の人ともあいさつを交わしましょう。

● あずま小中学校地区 (1～5 区)

地域の福祉課題	解決のアイデア
免許返納後の高齢者の買い物や通院が不便です。	→ 高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。
防災・防犯の取り組みが必要です。	→ 地域ぐるみでの見守りや声掛けを行い、防災・防犯意識を高めましょう。
市民が集う居場所づくりが必要です。	→ 地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。
福祉に関するボランティアへの興味がありません。	→ ボランティアや地域活動をPRし、社協等と連携して活動の場を広げましょう。

相談窓口(電話番号)一覧

福祉のなんでも相談

相談先がわからない
「困りごと」はこちらへ！

■社会福祉課地域福祉係

〈電話〉0277-76-0975

〈メール〉soudan@city.midori.gunma.jp



障がい者

■社会福祉課障害福祉係

■障がい者基幹相談支援センター

☎0277-76-0975

健康

■健康管理課(大間々保健センター)

☎0277-72-2211

生活困窮

■社会福祉課保護係

■生活困窮者自立相談支援機関

☎0277-76-0975

暮らし

《生活に関すること》

■みどり市消費生活支援センター

☎0277-76-0987

《心配ごと相談・法律相談》

■みどり市社会福祉協議会

・笠懸 ☎0277-76-4111

・大間々 ☎0277-47-7066

・東 ☎0277-97-2828

防災・防犯

■防災危機管理課

☎0277-76-0960

■防災・防犯のメール配信サービス

t-midori@sg-mjp

※上記メールアドレスまたは右の二次元
コードから登録が必要です。



介護・高齢者

■介護高齢課《介護認定に関すること》

☎0277-76-0974

■地域包括支援センター

・笠懸 ☎0277-47-7551

・大間々 ☎0277-47-7552

・東 ☎0277-47-7553

■在宅高齢者支援機関

・笠懸 ☎0277-76-4111

・大間々 ☎0277-72-4055

・東 ☎0277-97-3737

子ども・子育て

■こども課

☎0277-76-0995

■家庭児童相談室「子育て応援ダイヤル」

☎0277-76-2114

■健康管理課(大間々保健センター)

☎0277-72-2211

ボランティア

社協 地域福祉推進課 0277-76-4111

※ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介
を行っています。

地域の民生委員・児童委員に相談したい

お住まいの地域を担当する委員を紹介します。

■社会福祉課

☎0277-76-0975

■大間々市民生活課

☎0277-76-1846

■東市民生活課

☎0277-76-0984

第4期 みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

[発行者] ————— 令和7年3月発行

みどり市 保健福祉部 社会福祉課

みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL: 0277-76-0975 FAX: 0277-76-9089

Mail: shakai@city.midori.gunma.jp

社会福祉法人 みどり市社会福祉協議会

みどり市笠懸町鹿 250 番地

TEL: 0277-76-4111(代表) FAX: 0277-76-2828

Mail: base-office@midori-shakyo.or.jp